

知財情報局

10月号

特許庁、関連情報をまとめた「特許戦略ポータルサイト」の試行開始

～出願人自身の出願件数や審査実績等の「自己分析用データ」も提供～

特許庁は9月10日、同庁ホームページ内に、企業の特許出願戦略等の策定に役立つ情報を一元的に提供するための「特許戦略ポータルサイト」を開設した。また、そのコンテンツの1つとして、各企業が自社の出願件数や審査実績等の、より詳細な情報を加工、抽出、経年比較することのできる「自己分析用データ」の提供も試行的に開始した。(※)

(※)の続き

「特許戦略ポータルサイト」のコンテンツは、「海外への特許出願戦略に関連する情報」「国内での特許権取得戦略に関連する情報」「技術・統計等に関連する資料」「特許情報の利用」「特許流通に関連する情報」「インフラ整備」などの項目別に、従来は同庁や(財)工業所有権情報・研修館のホームページ上の各所に存在していたコンテンツやリンクを、より整理しわかり易く並べたかたちとなっている。

例えば、「国内での特許権取得戦略…」には、着手時期見通し照会、審査状況問い合わせ、早期審査・審理、等々、「特許情報の利用」には、特許電子図書館(IPDL)、特許検索ガイドブック、検索エキスパート育成、等々、「インフラ整備」では、知的財産戦略事例集、中小企業支援策、等々が掲載されている。

今回、新たに試行開始される「自己分析用データ」ダウンロードは、自社の知的財産権取得状況を確認・分析して知財管理の取組みを充実させ、企業経営に資する知財の権利化を確実・効率的に行えらるとともに、技術経営力を向上できることを目的としており、自社データに限定して下記のようなデータが提供される。なお、利用できるのは過去10年間の出願件数が20件以上(6のみ400件以上)の出願人に限られ、またセキュリティに配慮し未公開情報は含まない。

(1) 基礎情報

過去10年暦年別の出願、審査請求、特許査定など件数や割合という基本的な情報

(2) 審査状況一覧

2001年1月以降に審査請求された出願の情報(リスト)

(3) 一回目の審査の内訳

2006～2007年に一回目の審査がなされた出願の情報(リスト)

(4) 審査着手見通し時期

審査が未着手の出願の着手予定時期情報(リスト)

(5) 審判状況一覧

2001年1月以降に拒絶査定不服審判が請求された出願の情報(リスト)

(6) 簡易分析レポート

特許情報の分析例

【参考】「特許戦略ポータルサイト」の試行開始について

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/>

[press_tokkyosenryakuportalsite.htm](http://www.jpo.go.jp/press_tokkyosenryakuportalsite.htm)

【参考】特許戦略ポータルサイト ～企業の特許戦略策定には必見!～

http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm

半導体関連企業のサムコとSUMCO

商標権侵害訴訟で和解

半導体製造装置のサムコは8月25日、半導体ウエハー製造のSUMCOに対して、商標権侵害差止めと損害賠償を求めて東京地裁に提訴していた訴訟で、21日に訴訟上の和解が成立したと発表した。今後、SUMCOが、社名表記にSUMCOのみを使用し、カタカナやひらがなで表記しないことや、サムコに和解金を支払うことなどで合意したという。

SUMCOは2005年に三菱住友シリコンから社名を変更した。サムコによるとSUMCOは呼称を「サムコ」とし、半導体ウエハーについて「サムコ」の商標登録を出願。取引先などが両社を混同するようになったため、サムコが、不正競争防止法や商標法にもとづき提訴していた。

サムコ発表の和解条項の骨子は以下のとおり。

- (1) SUMCOは、自社社名を「株式会社SUMCO」あるいは「SUMCO」と表記し、カタカナの「サムコ」やひらがなの「さむこ」の表記は使用しない。

- (2) SUMCOは2009年1月から4年間、「商標使用時「シリコン・ウエハー」等のキャッチフレーズ付記」「特定された看板表記等の撤去や表示変更」「ホームページに、両社は関係のない別会社である旨の注意」等の混同防止措置を講ずる
- (3) SUMCOは「サムコ」の文字を含む商標登録を抹消する(出願中は取下げる)但し、第9類半導体ウエハーでの商標登録第5025218号は防衛的に保有を認める。
- (4) 2009年1月から4年間、取引先等での取違え事例で、サムコが通知したときには、SUMCOは関係のない会社であること説明し取違え解消の措置をとる。
- (5) SUMCOはサムコに、双方で合意した和解金を支払う(金額不表示)

富士通、台湾ナンヤとのDRAM特許侵害訴訟 和解して特許ライセンス契約

富士通は9月2日、グループ会社の富士通マイクロエレクトロニクスと台湾のナンヤテクノロジーが同日付けで特許ライセンス契約を締結し、両社間の特許紛争は和解したと発表した。契約には、金銭的な取り決めについてのライセンス条件が含まれるとしている。

この契約に基づき、富士通は、ナンヤ・テクノロジーのDRAM製品の日本への輸入差止申立を取り下げ、米国でのナンヤ・テクノロジーに対する訴訟も終了する。またナンヤ・テクノロジーも、日本および米国での富士通に対する訴訟を終了するとしている。その他の契約条件は明示しない。

富士通は2005年8月、日本ナンヤ・テクノロジーをDRAM製品の特許侵害で東京地裁に提訴し、2007年5月に勝訴。日本ナンヤがその後行っていた控訴を2008年5月になって取り下げたため、勝訴を確定させていた。また、2008年1月には、税関にナンヤDRAM製品の輸入差止申立を受理されていた。

キャノンが逆転勝訴

ナノ社とのSED特許契約をめぐる米訴訟

キャノンは9月9日、開発中の次世代薄型テレビ用パネル「SED(表面電界ディスプレイ)」関連の特許契約を巡る米国ナノ・プロプライエタリー社(現アブライド・ナノテック・ホールディングス社)との訴訟で、米連邦控訴裁が、キャノンとナノ社の特許ライセンス契約が有効とするキャノン逆転勝訴の判決を下したと明らかにした。

キャノンは1999年、ナノ社とカーボンナノチューブを使ったSED関連技術の特許ライセンス契約を結んだが、その後、東芝とSEDを開発製造する合弁会社「SED」を立ち上げたことで、ナノ社から契約違反だとして提訴された。

キャノンは当初、出資比率が50%を1株超えることから、「SEDはキャノン子会社でライセンス契約に含まれる」と主張したが認められず、2007年1月に東芝保有の全株を買い取り完全子会社化した。しかし、2007年2月のテキサス州西部連邦地裁判決では、キャノンの対応が、契約違反の通告から1年半以上たっていて、ナノ社にはライセンス契約を打ち切る権利があると認められ、敗訴した。

キャノンは地裁判決を不服として控訴したが、2007年5月にはこの訴訟の長期化も理由に、SEDテレビの発売を当面見送るとの方針を発表、今日に至っており、今回の逆転勝訴を受けて、今後の事業方針が注目される

京大、iPS細胞の作製方法に関する 日本特許成立を発表

京都大学は9月11日、山中伸弥教授らが開発した人工多能性幹細胞(iPS細胞)の作製方法に関する特許が、日本国内で成立したと発表した。

発表によると、成立特許の特許請求の範囲は、「体細胞から誘導多能性幹細胞を製造する方法であって、下記の4種の遺伝子:Oct3/4、Klf4、c-Myc、及びSox2を体細胞に導入する工程を含む方法。」で、4つの遺伝子を体細胞(例えば皮膚細胞)に導入する工程によりiPS細胞を製造する方法に関するものであり、特許法の規定により、この方法で製造された細胞にもその権利が及ぶ。

この特許は、2006年12月6日出願のPCT国際出願(PCT/JP2006/324881国際公開WO2007/69666)から国内移行手続きをした出願(特願2007-550210号)をもとに、2008年5月20日に分割した出願(特願2008-131577号)の早期審査請求に対して、8月21日付けで特許査定を受領し、9月2日に特許料(設定登録料)を納付したものだとしている。

ITC、米社の特許侵害の疑いで 任天堂のWiiの調査を開始

米国際貿易委員会(ITC)は9月17日、任天堂のゲーム機「Wii」とそのリモートコントローラについて、米ヒルクレスト・ラボラトリーズの特許を侵害している疑いで調査を開始すると発表した。

電子機器開発のヒルクレスト・ラボラトリーズは8月20日、同社の携帯3次元位置決め装置に関する3件の特許(USP 7,158,118、7,262,760、7,414,611)とテレビ画面上のナビゲーションインターフェイス表示システムに関する特許(USP7,139,983)をWiiが侵害しているとして、ITCに輸入差止めなどを求めて提訴していた。

同社は、2001年以降、ユーザーが動かすことでテレビ画面の上の表示物を選択できるリモコンの技術を開発し、多くの特許を保有しており、また、家電メーカーにその技術をライセンスして製品に使われているという。

なお、同社は提訴時、「任天堂とWiiに多大な敬意を抱いているが、任天堂は明らかに特許を侵害しており、自社の知的財産権の権利を守るため、この訴訟を起こした」とのコメントを発表している。

写真家の風車写真を無断使用の疑い NHKを著作権法違反容疑で書類送検

風力発電用の風車を撮影した写真を番組内で無断使用されたとの写真家の告訴を受け、札幌西署は9月17日、NHKとカメラマンら職員7人を著作権法違反の疑いで札幌地検に書類送検した。

NHKは今年3月、都内の風力発電の関連会社を取材した際、会社内でパネル展示されていた、札幌市の写真家縄田頼信さんが撮影した風力発電用風車の写真2枚を無許可で撮影、映像を再編集して翌月の総合テレビのニュースで放映するなどして著作権法違反(複製権、同一性保持権などの侵害)の疑いを持たれている。

縄田さんは今年5月、撮影した写真2点の一部をトリミングして、色を変えたりして放送したとして、同署に刑事告訴していた。

NHK側は「取材先の会社の了解を得たので問題ないと判断した」と説明しているといわれる。

Windows OSのOEM販売契約は独禁法違反 公正取引委員会審決

公正取引委員会は9月18日、米マイクロソフトが日本のPCメーカーと契約したWindows OSのOEM販売契約において、拘束条件付取引を行ったとして、9月16日付けでマイクロソフトの独占禁止法違反(不公正な取引方法)を認定する審決を下したと発表した。

審決によると、同社は2001年1月から2004年7月までの期間、PCメーカーとWindows OSのOEM販売契約を結ぶ際、Windows OSによる特許侵害を理由に、米マイクロソフト社や他のOEM契約者に対する訴訟を提起しない旨の規定(非係争条項)を含む契約を締結していた。公正取引委員会は、この行為が、PCのAV技術での公正な競争を阻害する恐れがあり、独占禁止法第19条の不公正な取引方法第13項[拘束条件付取引]にあたるとしている。

公正取引委員会は、2004年7月に、同社に対して排除勧告を行っていたが、同社がこれを応諾しなかったため、2004年9月に裁判の一審にあたる審判が開始され、今回審決が下された。

審決では、同社に対し「PCメーカーに対して不当に拘束的な契約行為を2004年8月1日以降取りやめていることを、業務執行機関において確認しなければならない」と求め、さらに「今後出荷されるすべての同社製品に関してAV機能に係る特許権に関する範囲に限り、非係争条項の将来的効力が及ばないことを業務執行機関で決定し、その旨をPCメーカーに対し書面で通知しなければならない」と命じている。

なお、審決に不服がある場合、同社は高裁に提訴することができる。

【参考】マイクロソフトコーポレーションに対する審判審決について(ウィンドウズのOEM販売契約に係る拘束条件付取引)

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.september/08091801.pdf>

その他

(1) 米CAFC、オープンソースに著作権法による保護を認める注目判決～ライセンス規約に反した商用利用に対し、「著作権侵害の責任は問えない」との地裁判決を否定、著作権者に「改変や再配布を管理する権利」を認める～

http://news.brainia.com/2008/0819/judge_20080819_002_.html

(2) 地域団体商標、8月末で出願833件、登録査定400件に

http://news.brainia.com/2008/0904/move_20080904_001_.html
【参考】地域団体商標制度(適宜更新中)

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syohyou.htm

(3) 特許庁、優先権認否における意匠の同一の判断案と

画像を含む意匠の審査運用案を公表し、意見募集

【参考】意匠審査基準の一部改正案に対する意見募集

http://www.jpo.go.jp/iken/isho_sinsakijun_kaiseian.htm

(4) 特許庁、意匠出願の「見本」「ひな形」に関するQ&A公表

【参考】「見本」、「ひな形」に関するQ&A

http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/mihon_faq.htm

(5) まぐまぐ、自由な価格設定で音声、動画等

自作コンテンツ売場できるマーケット開設

http://news.brainia.com/2008/0905/enter_20080905_002_.html

(6) 米グーグル、発行済新聞紙面をデジタル化し検索閲覧可能に

http://news.brainia.com/2008/0909/enter_20080909_001_.html

【参考】Google News Archive Search

<http://news.google.com/archivesearch>

【参考】Bring history online one newspapers at a time(公式ブログ)

<http://googleblog.blogspot.com/2008/09/bringing-history-online-one-newspaper.html>

(7) ITC、ハネウエルのカーナビ特許侵害の疑いで

アルパイン、デンソー、パイオニア、ケンウッド調査開始

http://news.brainia.com/2008/0917/judge_20080917_001_.html

コラム

○経済産業省産学連携人材育成事業「モノづくり技術者共通コース」受講報告

9月17日に、弊社代表の佐原が表記研修を受講してきました。このコースは、日本機械学会と東洋大学等が共同開発されたカリキュラムで、技術者倫理から、簡易ロボット作成による実践的制御実習まで盛り沢山です(無料)。9個のペットボトルと1個のサーボのみで歩行ロボットを作成する実習では、真っ直ぐ歩行させるために、組み込みプログラムを書き変えたりして、童心に帰って熱中しました。真っ直ぐ歩かせることがいかに難しいかを痛感しました。お誘いいただいた日本機械学会、能力開発促進機構の田口先生、ありがとうございました。

